

食と農 おおいた

No. 120号 2018年6月号
発行：NPO 法人おおいた有機農業研究会
〒870-0951 大分市下郡1602-1
電話：097-567-2613
FAX：097-567-2614

NPO 法人 おおいた有機農業研究会

新理事長 ご挨拶 浅田 誠治



今年度の総会で、新理事長に選任されました浅田といいます。去る今年の3月に県を退職し、現在津久見市役所で勤務しております。宜しくお願いします。

まず、私と有機農業との出会いですが、28年前に遡ります。

当時私は農業改良普及員でしたが、国が主催する全国の農業改良普及員を対象とした海外研修があり、アメリカ農業研修に行く機会を与えていただきました。動機は、単に海外の農業現場を見てみたいというものでしたが、この研修が私の考え方を変える大きな転機となったのです。

当時、すでにアメリカでは大規模野菜経営のなかでも、天敵等を利用し化学農薬を削減したIPM（総合的病害虫管理）の考えが浸透していました。それまで、普及指導の現場で、病気や害虫の発生に対し化学合成農薬の散布でしか防除は考えられなかった私の頭には「目から鱗」でした。

有機農業についても、当時日本でも有機JAS認証制度はありましたが、ほんの一握りの人たちの宗教がかった農法と見られていたなかで、アメリカでは各地域で大規模に栽培されていることにも驚きました。カリフォルニア州だけでも当時栽培者、面積は、約700人で26,000haでした。

この研修で強烈な刺激を受けた後、農業大学校に異動となりましたが、無化学農薬、無化学肥料栽培を実践できるチャンスだと思い、学生と一緒に化学農薬、化学肥料を全く使用しない栽培実証を約10aで始めました。最初は、全く売り物になるような野菜ができず、他の先生から白い目で見られましたが、堆肥を入れ、ソルゴーやイタリアンなどイネ科作物を輪作、鋤きこみしていくうちに、年を経るごと生育は良くなっていきました。

特に驚いたのは、ニンジンなど根菜類が最初ネコブだらけだったのが、5年後には全く消えてしまったことです。土壌環境を良くすれば、農薬を施用しなくてもネコブは防げると実践で経験できたのは大きかったと感じています。

しかし、その何年か後に、植物防疫、肥料・農薬の関係法や環境保全型農業の推進に

関する行政業務の仕事をする事となりました。そこで勉強するうちに、農薬の登録には、栽培植物や人を含めた動物への安全性を確認するために長年の時間をかけているため、使用基準を守ればその毒性は問題とならないということを理解しました。

では、減農薬や有機農業を行う目的は何なのだろうかと疑問がでてきたのもこの頃です。農薬肯定論から否定論までありとあらゆる本を読んで、いろいろな知見や考えを学び、考えを整理していきました。

そのような時期を経て、結局個人的な結論としては、安定した農業経営を営む上で一般的には化学農薬や化学肥料の使用はやむを得ないと理解しながらも、やはり化学物質に由来する肥料、農薬は使わないに越したことはないということでした。

その理由は、一つに、化学農薬を適正に使用すれば栽培作物には安全であるし、食品としての安全性には問題ないかもしれないが、それを散布する農家の人は、結局いろんな危険に晒されるリスクがあるということ。次に、化学肥料や化学農薬などの化学物質が動植物の生態系を含めた環境に与える影響はゼロではないということ。また、栽培環境を画一的にしてしまうため、農薬抵抗性病原菌や害虫の出現などいろいろな弊害が出てくるとや農作物の健康を考えたなら人と同じで薬はなるべく処方せず、環境改善が先であるという予防的な考えに立ったほうが良いということ。そして最後に、消費者には、農薬をかけて虫食いのないきれいな商品としての農作物よりも少しは虫に食われていても健康的に育てられた農作物を提供すべきだという考えからです。

いろんな考えがあろうかと思いますが、有機農業にも科学的根拠があるし、理屈はあると思います。

以上が、私の有機農業へのこれまでの関わりとයි。

ということで、これから何ができるかわかりませんが、有機農業研究会が、有機農業の推進の一助になれば幸いですと念じて、就任のあいさつとさせていただきます。

《2018年度 新役員》

おおいた有機農業研究会

理事長	浅田 誠治
副理事長	鎗水 道雄
副理事長	石橋 隆史
理事	青井 朝輝
理事	深瀬 雅子
理事	河野 頼通
理事	玉田 健二
理事	有光 宏之
監事	諫山 二郎
監事	立花 康久

おおいた有機農業推進ネットワーク

代表	國枝 剛	副代表	古長 篤巳
推進員	後藤 亜紀子	推進員	深見 壽孝
推進員	森岡 雄平	推進員	久保田 千秋
推進員	吉富 信長	推進員	渡辺 貴志
推進員	赤嶺 祐司	推進員	中島 信男
推進員	仲村 貞一郎	推進員	小玉 郁広
推進員	井田 公一郎	推進員	鹿野 翔
推進員	阿部 秀幸		
事務局	有光 宏之	(おおいた有機農業研究会)	

おおいた有機農業推進ネットワーク

新代表 ご挨拶 國枝 剛



この度、おおいた有機農業推進ネットワークの代表の大任を拝命いたしました、國枝 剛でございます。

私は、大分有機かぼす農園株式会社で「有機かぼす・赤しそ・唐辛子・甘藷・マカ・米」の栽培をしている有機農業生産者です。

神奈川県獣医大学を中退して、10 数年東京でサラリーマンをしていましたが結婚を機に 1997 年に、実家の豊後大野市にUターンして「かぼすの加工工場」を立ち上げたりしました。

その後 2005 年より、うすき製菓の黄かぼす事業部の責任者として「有機かぼす」の生産に携わりました。その当時は、「かぼすの有機栽培は出来ないよ。」「すぐ枯れるよ」と、たくさんの方々に笑われていました。そして、2010 年に独立して今の農業法人を創業しました。

有機栽培では、弱い木は枯れてしまいます。しかし、そこで生き延びた木は、とても強い。土壌や樹木の自然治癒力を高めることで、元気なかぼすを育てることができるのです。除草や堆肥の散布など、手間がかかりますが、安心して消費者に届けることができるので、自分たちのかぼすに自信を持っています。

農園を法人化したことには、後継者の育成のためもあります。若い人を育て、きちんと世代交代ができる仕組みを作ることで、かぼす栽培を続けていくことができ、大分県の特産品を守ることができます。現在 3 人の若手社員を雇用しています。夢や希望をもってかぼす栽培にチャレンジしてくれて、東京や大阪を中心に県外への販路が広がりつつあります。

また、2017 年に豊後大野市の保育園の給食調理業務を受託し、栄養士・調理師を 4 名雇用しました。子供たちに安心・安全な給食を食べてもらい「おいしかったよ」の笑顔が一番の喜びになっています。

はからずもこのたび大役を仰せつかりましたのは、「有機農業の未来を」生産者と消費者が共に実現性のあるフィールドを創ることだと考えております。

皆様、有機農業の一層の繁栄のため、ご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

新たな JAS 制度について

おおいた有機農業研究会 検査員 諫山 二郎

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技
センター法の一部を改正する法律が、平成29年6月16日に成立し、
6月23日付けで公布されました。

- ◆農林水産品・食品の海外展開が課題となる中、食文化や商慣行が異なる海外市場において、その産品・取組に馴染みのない取引相手に対して日本産品の品質や特色、事業者の技術や取組などの「強み」を訴求するには、規格・認証の活用が重要かつ有効です。
- ◆今回の JAS 法改正は、取引の円滑化、ひいては、輸出力の強化に資するよう、JAS 規格を戦略的に制定・活用できる枠組みを整備し、JAS 規格の国際化の推進を図るものです。

(農林水産省ホームページより)

主な改正点は

- ◆「農林物資の規格化等に関する法律、施行令、施行規則」が「日本農林規格等に関する法律、施行令、施行規則」になります。
- ◆「認定」が全て「認証」になります。
例えば認定証は認証書、認定機関は認証機関となります。
- ◆ 認証内容が分かりやすい JAS マーク表示
現在の有機 JAS マークの上に「有機」「Organic」を記載する方向で検討されています。 本年夏ごろに順次実施予定です。
- ◆ 生産行程管理者（有機農産物、有機加工食品）の認定事業者は、現状では小分けは新たに小分けの認定を取得する必要がありましたが、新たな JAS 制度により小分けの認証を取得しなくても小分けが可能になりました。
- ◆ 現状の年次調査（継続調査）に加え、認証機関による無通告の調査を実施することが新 JAS 施行規則に規定されました。

以上の件については不明な点もあり、現在農林水産省の詳しい説明を求めているところです。詳細が分かり次第認定事業者の皆様にお知らせする予定です。

NPO 法人 おおいた有機農業研究会の基盤強化戦略 ～セブン-イレブン記念財団「環境市民活動助成」を活用して～

NPO 法人 おおいた有機農業研究会
顧 問 杉浦 嘉雄（日本文理大学 教授）

大分県の地元団体で唯一の有機 JAS 認証団体である当研究会の経済的基盤は、「有機 JAS 認証」の事業収入が主な収入源であることは間違いない。

したがって、将来に向けて当研究会は、検査認証業務を通じた財政および体制の確立が必要とされていた。

そこで 2017 年度に、当研究会の財政基盤を強化する契機として、セブン-イレブン記念財団の環境市民活動助成「NPO 基盤強化助成」の応募を試みた。幸運にも、23 件の全国の応募者から 2 件が採択されるという難関を突破することができた。

◆ 当研究会の基盤強化戦略〔有機 JAS 認証件数の拡大〕

以来、1 年の試行錯誤を経て、【図 1】に示すとおり、当研究会の「有機 JAS 認証」という自主事業収入の強化、即ち、有機 JAS 認証件数の拡大と質の向上をめざした基盤強化戦略を示すことができた。

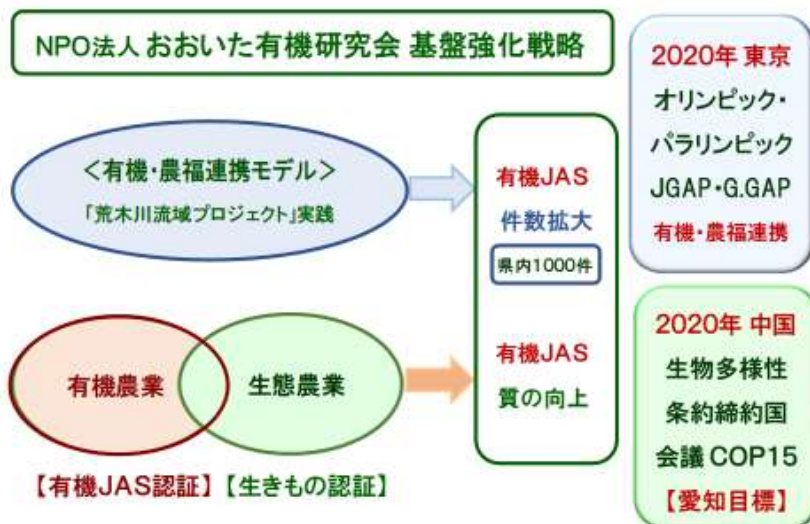


図1: 有機JAS認証の“量の拡大”“質の向上”に関する戦略

この「有機 JAS 認証件数の拡大」のアイデアは、有機農業による「農福連携」を実践されている障がい福祉サービス事業所に勤める現場の方の知恵から頂いたものだ。

「障がいのある方が確実に安全に農作物を育むには、農薬を使用しない有機農業が間違いない。ご家族や、私たち現場のスタッフも安心することができる！」と…。

つまり、「農福連携」事業は有機農業こそが理想形である。さらに、大分県内には障がい福祉サービス事業所や社会福祉法人等の組織が、約 1000 件 存在している。

この1000件の組織を対象に有機JAS認証件数を拡大するには、国も勧める「農福連携」をバージョンアップし、さらには、障がいのある方々が安全に取り組むことができる「有機農業による農福連携モデル」を作り上げることが必要となってくる。

そこで、国東市にある社会福祉法人共生荘障がい者サポートセンター「三角ベース」(以下、三角ベース)、地元キーパーソン、当研究会が連携・協働して「有機農業による農福連携モデル事業」を展開し、有機農業の多様なメニュー(田んぼ、畑、果樹園)を作り上げることをめざした。

「三角ベース」にこの事業の連携をお願いしたのは、既に有機JAS認証を取得されていたことと、この組織が国東半島の世界農業遺産の地域にあったことだ。

◆ 国東半島宇佐地域世界農業遺産

【図2】に示すとおり、国東の世界農業遺産の区域は、6市町村全域である。

ほとんどの人は、この地域と県内の他地域との農業はさほど変わらないと思われるであろう。

しかし、【図3】のとおり、その地域は、国連食糧農業機関[FAO]が「世界農業遺産」に認定するための5基準をすべてクリアし、世界発信さえできる農業地域となっている。

実際、平成25年5月30日、石川県で開催されたFAOの国際会議において、この6市町村全域が世界農業遺産に認定された。

その正式名が『国東半島宇佐地域世界農業遺産』だ。

そして、この世界農業遺産メイン・コンセプトが「クヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環」なのだ。



図2: 国東の世界農業遺産区域は 国東宇佐の6市町村全域



図3: 国連機関FAOによる5つの「世界農業遺産」認定基準

◆ クヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環

元々国東半島や宇佐地域は降水量が少ないため、水田による稲作は難しい地域であった。しかし、先人の知恵と努力によって、一つの河川流域に数多くのため池群がつけられ、それらによって、国東半島宇佐地域の雨水はゆっくりと循環するようになった。

また、水田とセット化された“里山林”、なかでもシイタケ栽培の原木に活用される落葉広葉樹のクヌギ林は、森林土壌のミネラル豊富な水を涵養する。

それらの水や雨水は、それぞれのため池に注がれ、一時的にストックされながらも、ゆっくりと“里海”まで流れていく。

…このような“栄養豊富な水循環のシステム”が、千年の歴史のなかで次第に形成されていった。

このクヌギ林・ため池群による“栄養豊富な水循環システム”は、水稻をはじめ、同じように多くの水を使うシイトウイ（現在では、全国で国東半島の8軒のみの農家が栽培）、さらに、シロネギや原木シイタケなどの個性豊かな農林産物を育み、この地の多様な自然環境と相まって、上流域から里海までの豊かな生物多様性を保全してきた。

例えば、この“循環システム”は上流域にすむ国の特別天然記念物オオサンショウウオや、大分県で発見され沼などにすむ絶滅危惧種のオオイタサンショウウオを育んだ。

さらに、河口域にすむ“生きている化石”カブトガニを育んだ。そして、同時に“里海”にすむ城下カレイ、豊後別府湾チリメン、岬ガザミなどの豊かな水産物も育んできた。

…だからこそ、『国東半島宇佐地域世界農業遺産』の〈メイン・コンセプト〉は、「クヌギ林とため池がつなぐ農林水産循環」なのだ。

そのイメージは、【図4】に示すとおりである。



図4: 国東の世界農業遺産 メイン・コンセプトのイメージ

◆ 荒木川流域は“国東の世界農業遺産”が凝縮した地域

国東市を流れる安岐川、その川に、河口間近で合流する荒木川は、源流域から河口まで約10kmという小河川だ。しかし、【図5】に示すとおり、源流域にはクヌギ林が広がり、その直下には、複数のため池群がある。もちろん上流域から下流域まで豊かな水田地帯が広がり、シチトウイ農家も3軒もある。まさに、この世界農業遺産が“凝縮した地域”だ。

この荒木川の下流に「三角ベース」の社会福祉の活動拠点がある。同時に、世界農業遺産の仕組みを活用し、流域の地域資源を活かすことをめざした「荒木川流域プロジェクト」現地事務局も担っていただいている。

「三角ベース」は、荒木川の源流域には現地作業所「山の家」を設けてクワなどを有機栽培、上流域ではビワも有機栽培している。また、同じく上流域で竹林の管理をしながら、竹資源を地域循環していく検討もしている。

さらには、昨年度から、地元キーパーソンや当研究会と連携・協働して、源流域の耕作放棄地を有機田に復活してきた。

このように、「三角ベース」が中心となって、「有機農業による農福連携モデル」事例を作り上げつつある。

近い将来、障がい福祉を対象とした「有機農業の多様なメニュー」を紹介することで、「農福連携」をバージョンアップし、有機 JAS 認証件数を拡大していきたい。

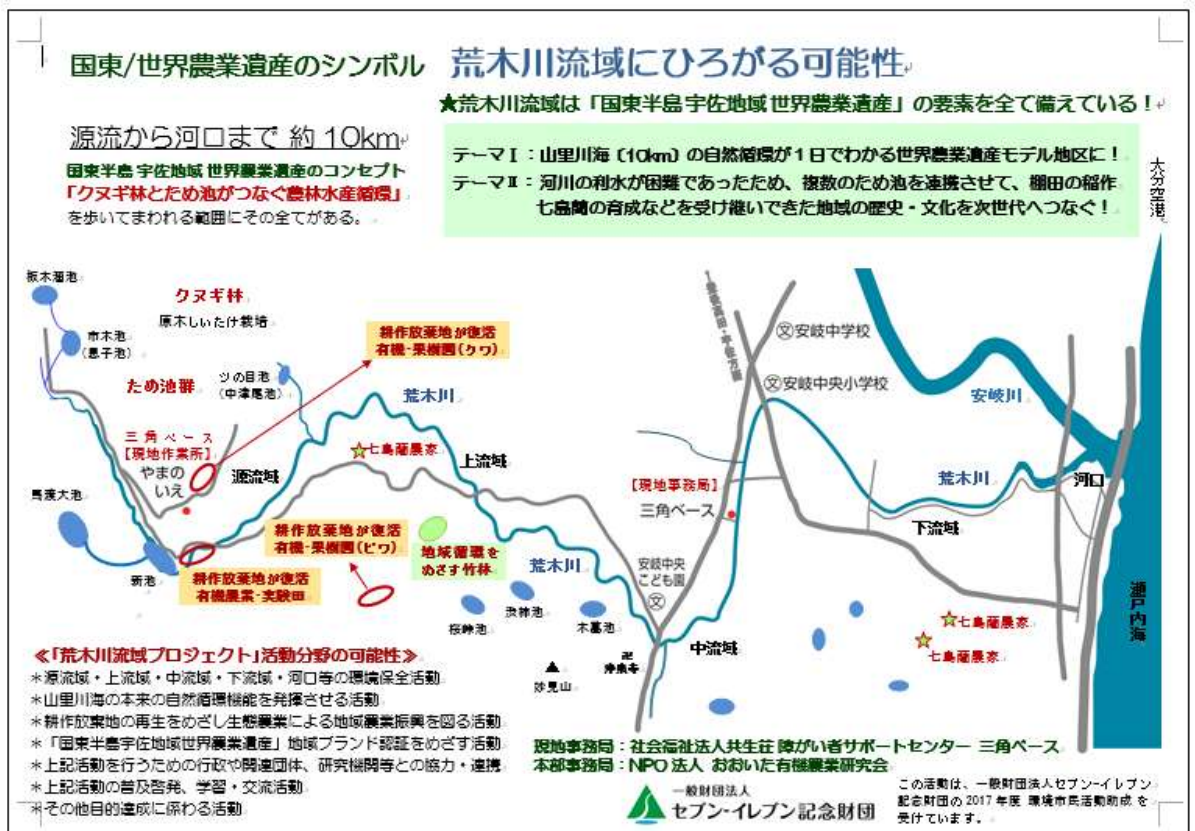


図5：荒木川における有機農業による「農福連携」モデル地区

◆ 当研究会の基盤強化戦略〔有機 JAS 認証 質の向上〕

当研究会の基盤強化戦略は、【図 1】に示すとおり、有機 JAS 認証件数の拡大のみならず、質の向上もめざしている。

1 枚の田んぼを、9 種類の生物群の有無を調査することで、その田んぼが本当に野生の生きものを育てているのか、その度合いを測ることができる。

【図 6】に示すとおり、1 のトンボ類、2 のクモ類、3 のバッタ類は、田んぼの地上部、即ち「緑の豊かさ」を示す指標。4 の貝類、5 のイトミミズ類、6 の甲殻類は、田んぼの地下、即ち「土の豊かさ」を示す指標。

いかに田んぼ自体が自然豊かな田んぼでも、その周囲が人工的な環境ばかりであれば、そこにすむ生きものの種類には限界があるだろう。

7 の水生昆虫類、8 の魚類、9 のカエル類は、田んぼのまわりの「水と緑とのつながり」を示す指標である。

この調査方法は、「生きものブランド農産物(野生生物に配慮することで付加価値をつけ高値で売ることができる農産物のこと)」を实践している“御三家”のひとつ、宮城県大崎市が全国に先駆けて「田んぼの生きもの認証」を実施しようとしている最先端の測定方法である。

現在、大崎市は、これをパイロット事業として、残りの“御三家”、兵庫県豊岡市、新潟県佐渡市に調査協力の支援をしてもらっている。

この調査を九州では初めて、昨年度から「三角ベース」の復活有機田でも始めた。その結果、同じ有機田でもその農法が異なる(例えば、無施肥無農薬、米ぬかペレット法など)と、野生生物の豊かさに明らかな相違があることが分かった。

このように、田んぼの野生生物が直接に証明する「田んぼの生きもの認証」を取り入れることで、大分の有機農業の質の向上も図っていきたいと考えている。

今年度は、全県で、この調査の協力者を募る計画である。



図6: 田んぼの野生生物が証明する「田んぼの生きもの認証」

九州農政局 井田生産技術環境課長 有機農園「茅の里」視察

去る5月28日農林水産省九州農政局生産部の井田和弘課長他3名が、おおいた有機農研の取り組みと有機農園「茅の里」河野頼通氏の農園の視察に来県された。

28日の午後、当研究会から諫山監事と事務局の有光が同行し、河野頼通氏の農園で意見交換等を行った。

井田課長の視察目的は、農水省として有機農業の拡大を計画しているが、思うように進んでいないので、その問題点と方策について意見がほしいということであった。

まず、河野氏が経営、生産、販売などの取り組みについて説明し、続いて意見交換を行った。その意見交換で「有機農業の拡大にはまず人（人間力）を育てることであり、そのためのシステム作り、教育、技術の伝承、経営の移譲、流通販売等に国として如何に支援策を講じることができるかそこにかかっているのではないか」等々の提案をし、話し合いを行った。

また、井田課長からスマート農業の話が出され、それについても意見交換をした。スマート農業は将来的には必要だと思われるが、コスト等を考慮すると課題が多い等の意見が出された。従って、大きな企業的経営や国外を見た振興策では有機農業の拡大には決して繋がらないので、井田課長には今回の視察を活かして是非きめ細かな施策を進めてほしいと思うし、今後とも現地の意見を聞きに来ていただきたい。

追記：河野頼通さんの農園を初めて見させていただきました。数十種類の野菜の栽培管理はもちろん、法面の除草等すばらしいの一言です。そして、意見交換の中で感じたことは目で見られる物作りの形だけでなく、それを具現する心・姿勢など形に見えない部分のすばらしさでした。 多忙な中、対応ありがとうございました。

【NPO 法人おおいた有機農業研究会 事務局長 有光 宏之】



6
2
連載

大分の柑橘（1） シャンス

NPO 法人おおいた有機農業研究会 事務局長 有光 宏之

…「シャンス」と呼ぶ柑橘類が大野川の上流祖母山に始まる奥岳川の標高600メートルの小春地区に昔から生き続けていることは大分の食文化の再発見と言わざるを得ない。シャンスという呼び名は 緒方美人の呼び名ではないかとも言われるが定かでない。…
(「ヤマネバクの土くれ人生」高倉志能 著)

おおいた有機農業研究会 創立の親、初代代表 高倉先生の自伝を読ませていただき、有機農業に向けた熱意と人類愛に感銘し、当研究会の活動に邁進せねばと気持ちを新たにしているところです。

さて、高倉先生の自伝の中に前記の「シャンス」のコラムがありました。小生、長年果樹の栽培やその指導に携わってきたことから大分の柑橘についてこれから毎号1品種ずつご紹介したいと思います。そういうことで今回は「シャンス」です。

おそらくこの柑橘は県民の多くの方がご存じないのではと思います。ただ、高倉先生の記述にもあるように祖母山の山麓を中心とする地域に200～250年も前から分布しているシャンスですので、豊肥地域の皆さんは懐かしい柑橘として記憶に残っており、今日でも利用されている方がいることでしょう。

「シャンス」という名前の由来は不明ですが、高倉先生は「緒方美人」？と。また、ある説には「すばらしい風味」の意とも言われています。小生は「**しゃん**とした酢」ではないかと勝手に推測しています。

シャンス
(豊後大野市)



青い時期は酢みかん、11月中旬から黄色になり、香りは上品、日向夏に近いやわらかな甘みになる直径6cmくらい。

21

08164307

(おおいた有機農業研究会 総会講演会講師 奈良絵美さんの資料写真より)

シャンスは柚の系統といわれていますが、カボスや柚と異なってトゲがないので栽培管理に優しい柑橘です。

果実はデコポンみたいに果こう部がやや飛び出しており、果頂部は豊円で大きさはデコポンほどは大きくなく縦径6～7センチ、横径5～6センチで果皮はやや荒く、果皮は11月下旬頃から黄化を始め、次第に熟してくると黄色が濃くなってきます。

さて、味はどうでしょうか。「ス」という字が名前についているのでやはり酸っぱいです。11月～12月にかけてはしっかりと酢の効いた果汁が頂けます。糖分含量もやや高いので味はコクがあり、香りもよくすばらしい風味をしています。高倉先生は「上品な香り、食味は高潔な上品な酸甘味」と表現されています。

なお、このシャンスはカボスとやや異なって3月まで樹に着けて完熟させると糖分含量が増加し、一方で酸が低下して非常にまろやかで美味しい果実に変化します。高倉先生が「晩柑橘」と表現しているのはこのことかと推測しています。樹姿や枝葉を見ると酢みかんよりも晩生柑橘に近いようにも見えます。

酢も利用できて果実も美味しく食べることができる。素晴らしい柑橘です。ただ、完熟させるには冬季の温度と管理が制限要素となりますが・・・。

写真は新葉が展開した6月上旬の我が家の鉢植えのシャンスです。無農薬栽培ですが、今のところ病虫害には結構耐性がありそうです。



次回は、皆さんご案内とは思いますが大分特産のカボスをご紹介します。

♪事務局ご紹介♪

5月1日より、新しい事務局体制になりました。よろしくお願ひします。
事務局長 有光 宏之 事務局員 尾形和美・末光清美・杉浦洋子

有機肥料のことなら何でもご相談ください。

土壌検査・施肥設計も致します。

(有) 江島

大分県中津市山国町中摩

電話 0979-62-3178

FAX 0979-62-2927

食と農おいた 2018年6月19日120号

発行：NPO法人 おおいた有機農業研究会

TEL：097-567-2613 FAX：097-567-2614

E-mail：oitayuken@po.d-b.ne.jp